

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定について

## ◆経緯

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。それにより、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

## ◆内容

- ・対象の要配慮者利用施設に、民生部局と連名で策定通知文を送付
- ・教育関係施設は、フォーマットを作成し、施設管理者に作成依頼

## ◆効果

- ・対象の要配慮者利用施設に、警戒区域内にあるということを認識してもらえた。  
※交野市総合防災マップ【右画像】（平成29年4月市内全戸配）にて土砂災害警戒区域を周知
- ・要配慮者利用施設の避難確保や防災対策に関して、危機管理部局と民生部局で情報共有をする良い機会となり、その他の災害対策に関しても、協力体制を築くことができた。

